

平成 2 7 年 9 月市議会定例会提出予定案件

(議 案)

- 1 茨木市公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 2 茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 4 茨木市手数料条例の一部改正について
- 5 茨木市個人情報保護条例の一部改正について
- 6 茨木市立市民体育館条例の一部改正について
- 7 茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例の一部改正について
- 8 茨木市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 9 茨木市学校給食費条例の制定について
- 10 大阪府都市競艇組合理約の一部変更に関する協議について
- 11 平成 26 年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 12 工事請負契約の変更について（市道福井宿久庄線（山麓線 2 工区）橋梁上部工（第 1 ・ 2 橋梁）新設工事）
- 13 市道路線の認定について
- 14 市道路線の変更について
- 15 財産（建物等）の譲与について（玉島保育所）
- 16 平成 27 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 1 号）

(認 定)

- 1 平成 26 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 平成 26 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 平成 26 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 平成 26 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

- 5 平成 26 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 平成 26 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 7 平成 26 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報 告)

- 1 平成 26 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 2 平成 26 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 3 平成 26 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 4 放棄した債権の報告について

議案第 52 号	茨木市公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
○ 現 委 員	喜 ^き 多 ^た 川 ^{がわ} 雅 ^{まさ} 彦 ^{ひこ}
○ 任 期	平成 27 年 10 月 26 日任期満了 初就任 平成 19 年 6 月 7 日 3 期目
○ 選任予定者	
議案第 53 号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
○ 現 委 員	宇 ^う 多 ^だ 啓 ^{けい} 子 ^こ
○ 任 期	平成 27 年 9 月 24 日任期満了 初就任 平成 9 年 9 月 25 日 6 期目
○ 選任予定者	
議案第 54 号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
○ 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正	
・ 改正内容	共済年金制度が厚生年金制度に統一されることに伴う引用法律名の変更等 (現 行)「地方公務員等共済組合法」 (改 正 後)「厚生年金保険法」 (文言削除)「障害共済年金」「遺族共済年金」
・ 関係条例の改正	①茨木市職員の再任用に関する条例 ②茨木市職員退職手当条例 ③茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例
・ 施 行 日	平成 27 年 10 月 1 日

議案第 55 号	茨木市手数料条例の一部改正について
○ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①手数料に関する規定を追加 ア 「通知カードの再交付」に係る手数料 1 件 5 0 0 円 イ 「個人番号カードの再交付」に係る手数料 1 件 8 0 0 円 ②手数料に関する規定を削除 住民基本台帳法の改正に伴う、「住民基本台帳カードの交付及び再交付」に係る規定の削除 ・ 施 行 日 ①ア 平成 2 7 年 1 0 月 5 日 ①イ、② 平成 2 8 年 1 月 1 日	
議案第 56 号	茨木市個人情報保護条例の一部改正について
○ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う所要の改正 [特定個人情報] 個人番号をその内容に含む個人情報 [保有特定個人情報] 実施機関の職員が職務上作成・取得した特定個人情報 [情報提供等記録] 総務省が整備する情報提供ネットワークシステムを通して特定個人情報のやり取りをした場合に自動的に作成される記録 ・ 主な改正内容 ①定義規定の改正 ア 「特定個人情報」及び「保有特定個人情報」の定義を追加 イ 「情報提供等記録」の定義を追加 ②保有特定個人情報について、自己情報の開示、訂正及び利用停止等の請求時に、未成年者の法定代理人等に加え、本人の委任による代理人についても代理請求権を認める旨を規定 ③保有特定個人情報について、利用停止等の請求権に関する規定を別に規定 ア 保有特定個人情報の利用停止等の請求が可能となる事由を規定 イ 利用停止等の請求権に関する規定から、情報提供等記録を除外する旨を規定 ④保有特定個人情報について、目的外利用及び外部提供に関する規定を別に規定 ア 保有特定個人情報について、目的外利用を限定的な場合のみに制限 イ 情報提供等記録の目的外利用を制限 ウ 保有特定個人情報の外部提供を限定的な場合のみに制限 ⑤個人情報保護運営審議会において特定個人情報保護評価書についての意見を聴く機関とするため、当該評価書に関する事項を審議事項に追加 ・ 施 行 日 ⑤ 公布の日 ①ア、②、③ア、④ウ 平成 2 7 年 1 0 月 5 日 ④ア 平成 2 8 年 1 月 1 日 ①イ、③イ、④イ 番号法附則第 1 項第 5 号に掲げる規定の施行の日	

議案第 57 号	茨木市立市民体育館条例の一部改正について
○ 市民体育館において、福祉や文化の向上に資する事業等の開催を可能とすること及び市民会館閉館後のホールの機能を補完することに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 設置目的を、「体育及びスポーツを推進することにより、市民の健康の増進及び体力の向上を促進し、併せて市民の福祉の増進及び文化の振興を図る」旨に改正 ② 使用制限に関する規定から「政治、宗教的目的を有するもの」を除外 ③ 使用料等の加算の規定を追加（通常の使用料に加算） - ア 入場料その他これに類するものを徴収する場合 1 0 割加算 - イ 物品等の販売を行う場合 1 0 割加算 (※ 使用者が市外の場合 1 0 割加算（規定済）) ・ 施 行 日 平成 2 8 年 1 月 1 日	
議案第 58 号	茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例の一部改正について
○ 市民サービスの向上及び効率的かつ効果的な施設運営を目的として「総持寺いのち・愛・ゆめセンター」及び「沢良宜いのち・愛・ゆめセンター」に指定管理者制度を導入することに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 指定管理者が行う業務や指定管理者の指定等の手続を規定 ② 利用料金は指定管理者の収入として収受する旨を規定 ・ 施 行 日 平成 2 8 年 4 月 1 日	

議案第 59 号	茨木市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
○ こどもの医療費助成制度の拡充に伴う所要の改正 - 改正内容 ①対象者の拡充 0歳から2歳（3歳到達月の月末）までのこどもの養育者について所得制限を撤廃 ②受給資格者の要件の改正 （現 行）「茨木市の区域内に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されているこどもを養育する者」 （改正後）「茨木市の区域内に住所を有するこどもを養育する者」 - 施 行 日 平成27年10月1日	
議案第 60 号	茨木市学校給食費条例の制定について
○ 小学校給食費の徴収について、会計の公正及び透明性の向上を図るため、公会計化することに伴う条例の制定 - 主な内容 小学校給食費の徴収について、次の事項を定める。 ①学校給食の定義 ②学校給食費の徴収及びその額 1・2年生：220円、3・4年生：230円、5・6年生・職員：240円 ③学校給食費の納付 ④学校給食費の減免 - 施 行 日 平成28年4月1日	

議案第 61 号	大阪府都市競艇組合規約の一部変更に関する協議について
○ 地方公営企業法の全部適用に伴う組合規約の一部変更の協議について、地方自治法第 28 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。 ・ 主な内容 ①地方公営企業法の全部適用にあたり、大阪府都市競艇組合規約を一部変更 ②名称を「大阪府都市競艇組合」から「大阪府都市競艇企業団」に変更 ③従来の管理者を「企業長」に、副管理者を「副企業長」に変更 ④副企業長には管理市の副市長以外に、企業団の経営に関し優れた識見を有する者を選任できるよう変更 ・ 施 行 日 平成 28 年 4 月 1 日	
議案第 62 号	平成 26 年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
○ 地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。 ・ 処分類 13,094,630,662 円 ・ 処分方法 資本金に組み入れる。	
議案第 63 号	工事請負契約の変更について（市道福井宿久庄線（山麓線 2 工区）橋梁上部工（第 1・2 橋梁）新設工事）
○ 契約の金額 ・ 変更前の金額 195,779,700 円 ・ 変更後の金額 213,074,280 円 ○ 契約の相手方 大阪市北区浪花町 13 番 38 号 株式会社 香山組 大阪支店 支店長 吉 田 喜 重 郎 ○ 工事場所 茨木市大字宿久庄地内 ○ 工事内容 第 1 橋梁・第 2 橋梁上部製作・架設工ほか ○ 工事完了予定日 ・ 変更前の予定日 平成 27 年 10 月 30 日 ・ 変更後の予定日 平成 27 年 12 月 28 日 ○ 変更理由 近接する大阪府や都市再生機構による関連工事と、施工ヤードが輻輳する事により、上部工架設を始め全体の工程に遅れが生じていることから、工程調整の結果、道路の早期供用開始に向け施工を早める必要が生じた直近の地下埋設物（市下水）の施工及び橋梁の踏掛版を設置するため。	

議案第 64 号	市道路線の認定について
○ 新規路線整備に伴う路線認定 2 1 路線 ・ 開発等により移管を受けたもの 1 9 路線 ・ 認定依頼を受けたもの 2 路線	
議案第 65 号	市道路線の変更について
○ 新規路線整備に伴う既認定の起終点の変更 6 路線 ・ 開発等により移管を受けたもの（起終点変更） 2 路線 ・ 認定依頼を受けたもの（終点変更） 2 路線 ・ 圃場整備事業によるもの（終点変更） 1 路線 ・ 維持管理協定書締結によるもの（起点変更） 1 路線	
議案第 66 号	財産（建物等）の譲与について（玉島保育所）
○ 市立保育所の民営化に伴い、移管法人へ建物等を譲与する。 《玉島保育所》 ・ 所 在 地 茨木市平田二丁目 3 6 番 1 3 号 ・ 譲 与 財 産 ①不動産： 建物（昭和 5 0 年 3 月建築） 鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ床面積 7 4 0 . 1 m² その他附帯設備（倉庫、ポンプ室兼受水槽等） ②動 産： 遊具その他備品（滑り台、ブランコ等 1 3 0 件） ・ 譲与する日 平成 2 8 年 4 月 1 日 ・ 相 手 方 茨木市末広町 8 番 1 4 号 社会福祉法人 親和会 理事長 きし もと くに ぞう 岸 本 邦 三	

議案第 67 号	平成 27 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 293,317 千円 （補正後 88,193,317 千円 － 補正前 87,900,000 千円）			
(歳 入)		(歳 出)	
・ 地方交付税	△258,411 千円	・ 物件費	26,136 千円
・ 国庫支出金	124,379 千円	・ 補助費等	47,885 千円
・ 府支出金	37,940 千円	・ 投資的経費	219,296 千円
・ 繰越金	224,601 千円		
・ 諸収入	164,808 千円		
・ 継続費補正			
（追加）（仮称） J R 総持寺駅周辺整備事業		150,000 千円	
・ 繰越明許費補正			
（追加） 民間建築物耐震対策推進事業		28,658 千円	
・ 債務負担行為補正			
（追加） 通学路見守り用カメラ設置事業		180,000 千円	
（追加） 私立保育所等建設補助事業		641,673 千円	
（追加） 大阪大学集束超音波治療学寄附講座設置事業		105,000 千円	
認定第 1 号	平成 26 年度大阪府茨木市一般会計決算認定について		
(平成 25 年度)			
・ 歳入決算額	88,963,230,805 円	(86,835,863,937 円)	
・ 歳出決算額	87,801,652,918 円	(85,020,735,233 円)	
・ 歳入歳出差引額	1,161,577,887 円	(1,815,128,704 円)	
・ 翌年度へ繰越すべき財源	306,182,506 円	(867,715,149 円)	
・ 実質収支	855,395,381 円	(947,413,555 円)	

認定第 2 号	平成 26 年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	
(平成 25 年度)		
・歳入決算額	5, 4 2 2, 0 2 4, 3 1 5 円	(5, 543, 417, 880 円)
・歳出決算額	9 2, 5 7 9, 7 0 8 円	(124, 730, 092 円)
・歳入歳出差引額	5, 3 2 9, 4 4 4, 6 0 7 円	(5, 418, 687, 788 円)

認定第 3 号	平成 26 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	
(平成 25 年度)		
・歳入決算額	2 8, 6 8 5, 1 1 4, 4 8 4 円	(28, 324, 623, 471 円)
・歳出決算額	2 8, 5 3 9, 2 3 8, 1 6 5 円	(28, 186, 430, 209 円)
・歳入歳出差引額	1 4 5, 8 7 6, 3 1 9 円	(138, 193, 262 円)

認定第 4 号	平成 26 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	
(平成 25 年度)		
・歳入決算額	3, 3 0 5, 5 1 7, 9 9 6 円	(3, 129, 231, 196 円)
・歳出決算額	3, 1 8 6, 8 9 2, 6 9 0 円	(3, 019, 597, 872 円)
・歳入歳出差引額	1 1 8, 6 2 5, 3 0 6 円	(109, 633, 324 円)

認定第 5 号	平成 26 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	
(平成 25 年度)		
・歳入決算額	1 5, 2 4 7, 4 8 5, 1 2 7 円	(14, 292, 045, 859 円)
・歳出決算額	1 5, 1 0 5, 2 0 5, 9 6 9 円	(14, 007, 921, 685 円)
・歳入歳出差引額	1 4 2, 2 7 9, 1 5 8 円	(284, 124, 174 円)

認定第 6 号	平成 26 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計決算認定について	
(平成 25 年度)		
・ 歳入決算額	7, 5 8 7, 1 1 7, 7 0 7 円	(8, 479, 899, 973 円)
・ 歳出決算額	7, 5 8 6, 3 3 2, 4 1 4 円	(8, 460, 611, 970 円)
・ 歳入歳出差引額	7 8 5, 2 9 3 円	(19, 288, 003 円)
認定第 7 号	平成 26 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	
(収益的収支)	※消費税及び地方消費税を除く	(平成 25 年度)
・ 収入決算額	5, 4 2 1, 4 2 7, 9 1 2 円	(4, 675, 106, 762 円)
・ 支出決算額	4, 9 6 6, 2 1 7, 8 6 1 円	(4, 748, 647, 299 円)
・ 収入支出差引額	4 5 5, 2 1 0, 0 5 1 円	(△73, 540, 537 円)
(資本的収支)	※消費税及び地方消費税を含む	
・ 収入決算額	1, 0 4 8, 8 4 4, 0 1 6 円	(423, 850, 281 円)
・ 支出決算額	2, 5 3 2, 0 2 2, 1 8 9 円	(2, 090, 523, 392 円)
・ 収入支出差引額	△ 1, 4 8 3, 1 7 8, 1 7 3 円	(△1, 666, 673, 111 円)
報告第 16 号	平成 26 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
○ 地方自治法第 2 3 3 条第 5 項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告		

報告第 17 号	平成 26 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
○ 平成 27 年 3 月 31 日現在の財政状況の報告	
報告第 18 号	平成 26 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告	
報告第 19 号	放棄した債権の報告について
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告	
・ 放棄した私債権等 70 件 1,256,306 円	

平成27年度一般会計補正予算(第1号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
10 地 方 交 付 税	△ 258,411		△ 258,411	普通交付税
14 国 庫 支 出 金	124,379	124,379		保育所等整備交付金 62,541 保育対策総合支援事業費補助金 43,998 社会資本整備総合交付金(耐震対策推進) 17,840
15 府 支 出 金	37,940	37,940		地域医療介護総合確保基金事業費補助金 32,000 地域少子化対策強化交付金 5,940
19 繰 越 金	224,601		224,601	純繰越金
20 諸 収 入	164,808		164,808	下水道等事業会計返還金
補 正 額 A	293,317	162,319	130,998	
補正前の予算額 B	87,900,000	31,748,791	56,151,209	
補正後の予算額 A + B	88,193,317	31,911,110	56,282,207	

平成27年度一般会計補正予算(第1号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
02 総 務 費	8,316		8,316				
03 民 生 費	178,521		5,940		3,285	169,296	
06 農 林 水 産 業 費	11,880		11,880				
08 土 木 費	44,600				44,600		
10 教 育 費	50,000					50,000	
補 正 額 A	293,317		26,136		47,885	219,296	
補正前の予算額 B	87,900,000	14,430,601	15,900,314	25,032,474	7,149,358	10,973,992	14,413,261
補正後の予算額 A + B	88,193,317	14,430,601	15,926,450	25,032,474	7,197,243	11,193,288	14,413,261

9月補正予算の内容について

1 基本方針

当初予算額から普通交付税が減額となる中、国府補助金及び純繰越金を活用し、待機児童解消のための私立保育所や小規模保育施設の整備補助をはじめ、地域密着型介護施設の充実、民間建築物の耐震対策、障害者のグループホームの開設補助など、直面する行政課題に適切に対応した事業を追加する。

なお、私立保育所等の建設補助や先進的な研究である集束超音波治療学の寄附講座の開設、安全・安心なまちづくりを進めるための通学路への防犯カメラ設置に伴う費用について、債務負担行為を設定する。

2 主な内容

(1) 当初予算額を下回った普通交付税の減額

(単位：千円)

事業	内容等	補正額
普通交付税の減額 【18頁参照】	普通交付税の決定額が当初予算額を下回ったことから、減額補正を行う。 ①当初予算額：1,820,000 ②決定額：1,561,589 $\Delta 258,411 = ② - ①$	$\Delta 258,411$

(2) 国府補助金を活用する事業

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
待機児童の解消		137,296	106,539	30,757
私立保育所等の建設補助	待機児童の解消に向け、老朽化した私立保育所の建替え（2園）及び認定こども園の新設（1園）に対して補助を行う。 〔歳入〕保育所等整備交付金(国) 建替：あいの三島、水尾 新設：西ブロックの認定こども園(概ね80人定員)	71,296	62,541	8,755
小規模保育施設の整備補助	待機児童の解消に向け、小規模保育施設（3か所）の新設に対して補助を行う。 〔歳入〕保育対策総合支援事業費補助金(国)	66,000	43,998	22,002

少子化対策の推進		5,940	5,940	
次世代育成支援行動計画の推進	次世代育成支援行動計画（第3期）に基づき、結婚・妊娠・出産・育児への前向きな機運を醸成するための啓発事業を行う。 （次代の親の子育て体験学習、子育てサロンの充実、結婚や子育てのエピソードを公募選定した啓発冊子の作成） 〔歳入〕地域少子化対策強化交付金（府）	5,940	5,940	
介護福祉施設の充実		32,000	32,000	
地域密着型介護施設の整備補助	介護サービスの充実を図るため、小規模多機能型居宅介護施設の整備に対して補助を行う。 〔歳入〕地域医療介護総合確保基金事業費補助金（府） ・株式会社 心和 大字車作	32,000	32,000	
耐震化対策		44,600	17,840	26,760
民間建築物の耐震対策の推進	申請件数等の増加により、民間建築物の耐震診断等補助金を追加する。 〔歳入〕耐震対策推進事業補助金交付金（国）	44,600	17,840	26,760
合 計		219,836	162,319	57,517

（３）純繰越金を活用し実施する事業

（単位：千円）

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害福祉の充実		3,250		3,250
障害者グループホームの開設補助	障害福祉サービスの充実に向け、障害者グループホーム（2か所）の開設に対して補助を行う。 ・社会福祉法人コミュニティキャンパス 三島丘二丁目 ・特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ 春日三丁目	3,250		3,250
農林業の振興		11,880		11,880
北辰中学校跡地等利用に係る基本計画策定及びP F I手法導入調査	北辰中学校の跡地に開設を予定している「農・林・食を主体とした交流施設」について基本計画を定めるとともに、民間事業者での運営を含めたP F I手法の導入可能性について調査検討を行う。	11,880		11,880

教育環境の整備		50,000		50,000
小学校のプール改修	老朽化するプールの改修工事を行う。 穂積小	50,000		50,000
合 計		65,130		65,130

(4) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費
継続費		
(仮称) JR 総持寺駅周辺整備事業 【19頁参照】	総持寺太田線の水路暗渠化工事について、円滑な事業推進を図るため、継続費を設定する。 総額 150,000 (H27：90,000 H28：60,000)	150,000
繰越明許費		
民間建築物耐震対策推進事業	民間建築物における耐震診断に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	28,658
債務負担行為		
通学路見守り用カメラ設置事業	通学路の安全対策として全小学校区に防犯カメラを設置することについて、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期 間] 平成27年度～平成33年度 [限度額] 180,000千円	180,000
私立保育所等建設補助事業	保育所等の建設補助について、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期 間] 平成28年度 [限度額] 641,673千円	641,673
大阪大学集束超音波治療学寄附講座設置事業 【20～21頁参照】	先進医療である集束超音波治療学の研究を行う大阪大学に寄附講座を設置することについて、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期 間] 平成27年度～平成30年度 [限度額] 105,000千円	105,000

平成27年度 普通交付税の算定結果について

1 交付決定額

15億6,159万円（当初予算額 18億2,000万円）

区 分	27年度	26年度	差 引 27-26
基準財政需要額 a	370.8億円	362.0億円	8.8億円
基準財政収入額 b	354.8億円	342.6億円	12.2億円
財源不足額 c =a-b	16.0億円	19.4億円	▲3.4億円
調 整 額 d	0.4億円	0.0億円	0.4億円
交 付 額 =c-d	15.6億円	19.4億円	▲3.8億円

2 算定内容

基準財政需要額については、社会保障関係経費（高齢者保健福祉費や生活保護費）の伸びや、地域の実情に応じた人口減少対策を反映する『人口減少特別対策事業費』の創設等により、総額では8.8億円の増加となった。

一方、基準財政収入額については、法人市民税が地方法人税（国税）による税率引き下げに伴い減となったものの、地方消費税交付金や個人市民税の増により、需要額を上回る12.2億円が増加したことから、平成27年度の普通交付税は前年度から3.8億円の減少となる15.6億円となった。

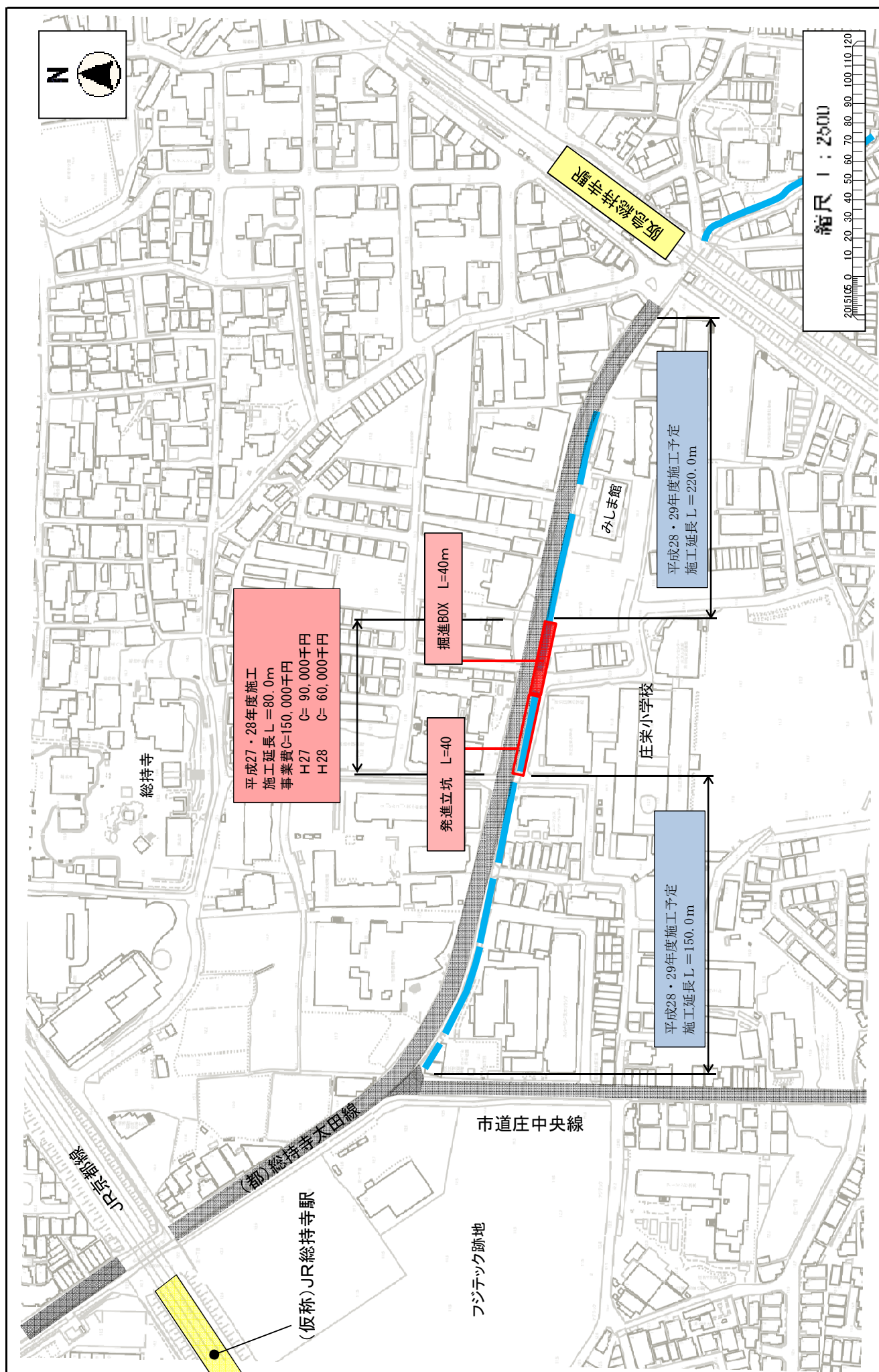
3 今後の予算計上の考え方

	当初予算額 a	交付額 発行可能額 b	差引 b-a
普 通 交 付 税	18.2億円	15.6億円	▲2.6億円
臨 時 財 政 対 策 債	29.5億円	26.3億円	▲3.2億円

普通交付税については9月補正予算において、純繰越金等の追加を財源として減額補正を行う。

また、臨時財政対策債の減額については、今後の財源の状況を踏まえ、12月補正又は3月補正予算で対応する。

総持寺太田線整備事業



大阪大学集束超音波治療学寄附講座設置事業

1. 概要

彩都友誼会病院では本年5月、切らずに治すことにより患者の体にやさしい「集束超音波治療機器」を設置し、大阪大学大学院医学系研究科は、この機器を活用した本態性振戦（原因不明の「ふるえ」）やパーキンソン病への臨床研究を進める予定となっている。

大阪大学では研究を進めることにより、本態性振戦やパーキンソン病のみならず、脳腫瘍、子宮腺筋症、がんの骨転移痛、乳がんなど様々な疾病治療への応用を図っている。

市としては、関西イノベーション国際戦略総合特区に位置付けられている「先進医療都市・彩都」を産・官・学の連携によってPRできる絶好の好機としてとらえるとともに、市民の「生活の質（QOL）」の向上と市内医療体制の充実に資する取組となることから、大阪大学の研究を支援する寄附講座を開設するものである。

※「寄附講座」とは

行政や企業等から教育研究振興のために寄附された資金等を活用し、大学等が専従の教授等を選任して一定期間研究を継続的に行う講座のこと。

※「集束超音波治療」とは

超音波を体内の一部に集束させ、その組織を焼灼・凝固することで症状を取り去る画期的な治療法で、次の特徴を持つ。

- (1) 切らずに治せる（非侵襲的）
- (2) 通院治療で治せる
- (3) 副作用がない
- (4) これでしか治せない疾患がある

2. 本市のメリット

(1) 産官学の連携による「先進医療都市・彩都」のPR

関西イノベーション国際戦略総合特区に位置付けられている「先進医療都市・彩都」が進展している状況をPRすることで産・官・学の連携体制を一層強固なものとし、彩都ライフサイエンスパークのさらなる活性化が期待できるとともに、全市的な広がりにつなげるにより、安心して住み続けることができる市全体のまちづくりを推進することができる。

(2) 市民の生活の質（ＱＯＬ）の向上

先進医療の充実により、疾病を抱える市民に大きな希望を与えることができるほか、安全で短時間の治療により日常生活を維持できるため、市民の生活の質（ＱＯＬ）を向上させることができる。

(3) 市内医療体制の充実

多種多様な疾患に応用できるため、診療科の枠を超えて大阪大学と市内各病院との連携強化が図られ、市民の安全・安心につながる市内医療体制の充実を図ることができる。また、医師の連携が進むことにより、市内において多様な診療科目の医師を確保することが期待できる。

3. 大阪大学寄附講座の概要

「大阪大学寄附講座及び寄附研究部門規程」及び「国立大学法人大阪大学奨学寄附金等取扱規程」に基づき、下記の寄附講座開設を申し出るものとする。

- ・ 寄附講座の名称 集束超音波治療学
- ・ 寄附講座担当者 3名（教授相当者、助教相当者、事務補佐員）
- ・ 講座設置期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4. 寄附予定額

総額 105,000千円

（年度別内訳）

平成28年度 35,000千円

平成29年度 35,000千円

平成30年度 35,000千円

5. 今後のスケジュール案

9月下旬・・・大阪大学へ寄附講座開設の申出書提出

10～12月・・・大阪大学医学部教授会の議を経て総長に協議し、総長は教育研究評議会の審議を経て寄附講座設置の可否を決定

平成28年

3月議会・・・平成28年度寄附予定額を当初予算として議会提案

3月末頃・・・市、大阪大学間で協定書締結

4月・・・寄附講座開設